

令和6年度

神戸三宮「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年6月

神戸市

I 業務概要

1. 背景と目的

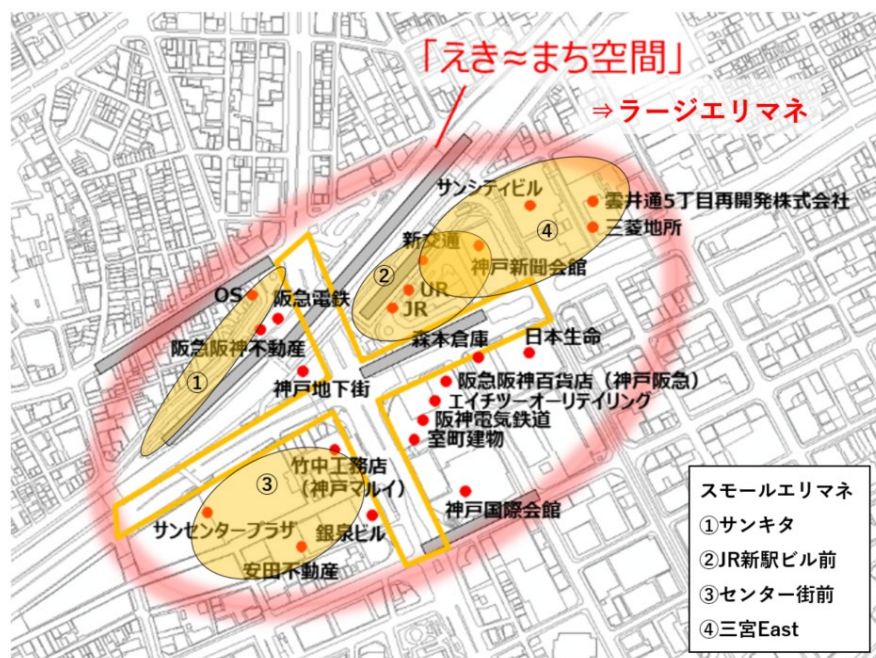
神戸市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 9 月に神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定し、「えき」（6つの駅とバス乗降場）と「まち」を一体的につなぐ神戸の象徴となる新しい駅前空間「えき～まち空間」を実現することを示した。また、「えき～まち空間」の核として三宮交差点を中心にフラワーロードと中央幹線の一部において人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア」を創出し、他都市にはない神戸の玄関口にふさわしい都市空間を目指していく。

平成 30 年 9 月に策定した神戸三宮「えき～まち空間」基本計画に基づき、官民連携しながら事業を進めるとともに、市民・民間事業者・行政などの多様な関係者の協働によって公共空間の利活用・管理運営を行う「エリアマネジメント」の取り組みを進めることとしている。

これまでには三宮駅周辺のまちづくり協議会や地権者を対象としたワークショップや勉強会、フォーラム、社会実験等を開催し、エリアマネジメントの必要性を共有しながら関係者の気運の醸成を図ってきた。（ラージエリマネ）

また、三宮駅周辺の小エリアごとでも組織を立ち上げ、勉強会や社会実験等を実施してきた。（スモールエリマネ）

本業務では、ラージエリマネで実施してきた勉強会を発展させる形で、令和 5 年度に設立した「神戸三宮「えき～まち空間」エリアマネジメント検討協議会」（以下「検討協議会」という。）の運営補助業務を行う。これまでの議論や取組内容をスモールエリマネにおける実践を踏まえ、三宮駅周辺全体として相互のつながりをつくるプラットフォームを構築し、「えき～まち空間」における官民が連携したエリアマネジメントの推進を図ることを目的として次の通り募集を行う。



2. 業務名

令和 6 年度神戸三宮「えき～まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務

3. 業務内容

別添「令和6年度神戸三宮「えき〜まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務特記仕様書」による。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

5. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

6. 選定方法

「えき〜まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

選定された提案者には通知書を発送し、選定されなかった者にはその旨を記載した書面を発送する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

7. 提案上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

8. その他

(1) 本契約の履行結果が良好な場合、本契約に直接関係する以下の業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがあるものとする。ただし、予算措置が必要なことから業務の継続委託を確約するものではない。

・令和7年度以降に発注が予定される、「えき〜まち空間」におけるエリアマネジメント組織の継続運営と小エリアでのマネジメント組織（スモールエリアマネ）の立ち上げに向けた支援及び運営に関わる業務

II 応募要領

1. 参加企業の全体構成

(1) 参加企業の定義

神戸市の求める事業を遂行することができる能力、資力、信用及び実績を有する単独の企業もしくは、それらを有する複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体の参加における条件

①参加企業が共同企業体の場合は、参加意向表明書に関する提出書類の提出時に構成企業について明らかにすることとする。

②構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、神戸市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を

除き、変更することができるものとする。

- ③構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ④代表企業及び共同企業体の代表者は、参加手続きや契約協議等、神戸市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- ⑤構成企業は、他の共同企業体の構成企業にはなることができないものとする。ただし、契約締結後に他の共同企業体の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、神戸市の承諾を得るものとする。

2. 参加資格要件

参加企業（共同企業体の場合は全ての構成企業）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ①代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ③本市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- ⑥神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。
- ⑦別紙特記仕様書の趣旨を理解し、本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行いうる能力を有していること。

3. 参加資格の審査

- (1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出しなければならない。
 - ・参加意向表明書【様式1-1】
 - ・共同企業体認定申請書【様式4-1】（※共同企業体の場合のみ）
- (2) 提出期限までに参加意向表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、提案競技に参加することができない。

4. 提案の手続き等

- (1) 担当部局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：古川、伊藤、奥藤

TEL 078-984-0246（直通） FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp

- (2) 事業者選定までのスケジュール

- ①全体スケジュール

内容	期日等
実施要領等の交付	令和6年6月13日（木）～

質問書の受付	令和6年6月13日(木)～令和6年6月24日(月)
質問書への回答	令和6年6月28日(金)
参加意向表明書の受付	令和6年6月13日(木)～令和6年7月3日(水)
提案書類の受付	令和6年7月26日(金)
選定委員会開催日	令和6年8月上旬(8月1日(木)予定)
選定結果の通知・契約の締結	令和6年8月上旬

②仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和6年6月13日(木)～

ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

交付場所：(1)に同じ

本市のホームページよりダウンロード可

https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/toshin/ekimachi_areamanagment_r6_6.html

③資料の提供

過年度のエリアマネジメント関係資料が必要な場合には次の書類の提出により提供する。

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 資料借用申請兼誓約書【様式1-3】

提出方法：電子メールによる

④質問受付、回答期間

受付期間：令和6年6月13日(木)～令和6年6月24日(月) 15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 質問回答書【様式5】(ワード形式)

提出方法：電子メールによる

回答：令和6年6月28日(金)

回答方法：参加者全員に対してメールで回答、本市ホームページで公表

(質問回答後に参加を表明したものには、配布資料とあわせて回答を送付)

⑤参加意向表明書の受付

提出期限：令和6年6月13日(木)～令和6年7月3日(水) 15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 参加意向表明書【様式1-1】

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書【様式1-2】

提出方法：電子メールによる

⑥提案書等の提出

提出期限：令和6年7月26日(金) 15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 企画提案書表紙【様式2】

イ 業務経歴(会社概要)【様式3-1】

ウ 担当者の業務実績(同種・類似業務の実績等)【様式3-2】

エ 提案書（本要領及び特記仕様書に基づくもの）【任意様式】

提案書には下記を含むものとする

・業務実施方針

次の3つのテーマに沿って提案すること。

①本エリアの魅力と課題を踏まえたエリアマネジメントを発展させるための考え方

②①の実現のために考えられる企画

③現在組織に入っている地権者の士気を高めることに加えて、周辺の地元団体や市民、学生等を巻き込んだエリアマネジメントにしていくための方法

・業務フロー

・工程計画

・業務実施体制（配置担当者の業務内容等）

※本要領及び仕様書に基づき、業務の内容について具体的に提案すること。また、評価表に基づき採点するため、評価項目に沿った提案とすること。

※A4もしくはA3サイズ、カラー・モノクロ指定なし、枚数指定なしとする。

オ 見積書・積算根拠【任意様式】

カ 共同企業体協定書【様式4-2】（※共同企業体の場合のみ）

キ 辞退届1部別紙【様式6】（※辞退する場合）

提出方法：持参、郵送による

提出部数：【提案を行う場合】ア+エ：正本1部、副本7部

イ、ウ、オ（、カ）：1部

※副本に附する提案書表紙については、【応募者】以下を空欄とすること。

【辞退する場合】キ：1部

⑦選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日：令和6年8月上旬（8月1日（木）午前中を予定）

日時及び場所については、別途通知する。

⑧選定に関する事項

（1）選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
企画提案	① 過年度からの取り組みや本エリアの課題に対し、有効な解決の方向性が示された提案となっているか。	10
	② エリアマネジメント組織体制の自走化に向けて、効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	10

	③	既存の会員の士気を高めることに加えて、今後三宮駅周辺のまちづくり協議会等の地域団体や周辺の商業者、市民や学生等の参画を促す提案となっているか。	15
	④	エリアマネジメントにおける取組について、効果的な広報を実施できる提案となっているか。	10
独自提案	⑤	提案に特に優れた点、又は仕様書に付加すべき点があるか。	10
業務遂行 力・ 実績	⑥	今年度行う業務のスケジュールは実現可能なものとなっているか。	5
	⑦	同種業務の実績があり、担当者の人員配置や業務実績を含め、事業実施のために十分な体制が構築されているか。	10
	⑧	地権者や地域団体の意見を取り入れながら、地域に根差したまちづくり等の業務を行ったことがあるか。 また、三宮駅周辺の地権者や地域団体等とネットワークを有しているか。	15
価格	⑨	費用を抑える努力がなされているか。	5
地元企業	⑩	地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（本店が市内にないが、支店等が市内にある企業）が構成企業に含まれているか。	10
合計			100

(2) 選定方法

- ・本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね5社とする。
- ・書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知した上で、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ・選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行い、各選定委員の評価点数の合計点により順位を決定する。
- ・評価を行った結果同点となった場合、企画提案（①～④）の合計得点が高い者を上位とする。
- ・最も評価が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が50点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。

⑨失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑩選定結果

選定結果は、令和6年8月上旬に全ての提案者に書面で通知し、また、本市ホームページに掲載する。
なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

⑪契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・選定された候補者が辞退、その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうち、選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けての協議を行うものとする。

5. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・提案者が1者であっても本提案競技は実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：古川、伊藤、奥藤

TEL 078-984-0246（直通）

FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp